

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。
別記様式第六号の二裏を次のように改める。

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限額に関する認定 次の区分の適用を申請します。 (該当するものに○を付けてください。いずれにも該当しない場合は空欄にしてください。) 1 生活保護受給世帯又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯 2 市町民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のも 3 市町民税非課税世帯に属する者であつて、2以外のもの 4 市町民税課税世帯に属する者であつて、市町民税所得割額が28万円(居宅で生活する18歳以上の者にあつては16万円)未満のもの(ただし、20歳以上の施設入所者は除く。) 5 市町民税課税世帯に属する者のうち、4以外のもの	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定(※2) 次のいずれにも該当するため、医療型個別減免を申請します。 (施設を利用する者が20歳以上の場合) 1 医療型施設(※1)入所者であること。 2 市町民税非課税世帯に属する者であること。	
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費(補足給付)に関する認定(※3) 次のいずれにも該当するため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。 (施設を利用する者が20歳以上の場合) 1 福祉型施設(※4)入所者であること。 2 「I 負担上限額に関する認定」において1, 2又は3に該当すること。	(施設を利用する児童(者)が20歳未満の場合) 1 福祉型施設(※4)入所者であること。
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定(※5) 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □特例補足給付)を申請します。	

- ※1 「医療型施設」とは、第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設(入所部・通所部)、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関(肢体不自由児・重症心身障害児)のことです。
- ※2 「医療型個別減免」とは、医療型の入所施設を利用する児童(者)を対象とした利用者負担の軽減制度で、福祉サービス費、医療費及び食事療養費部分について利用者負担が軽減されます。
- ※3 「特定入所障害児食費等給付費(補足給付)」とは、福祉型の入所施設について行われる利用者負担を軽減する制度で、実費負担となる食費・光熱水費部分について利用者負担が軽減されます。
- ※4 福祉型の入所施設(知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療養施設)が対象となります。
- ※5 障害児施設を利用する場合で、利用者負担を支払うと生活保護の適用対象になるが利用者負担が軽減されると生活保護の適用対象外になるときは、適用対象外になるまで福祉サービス費及び食費等実費負担の軽減措置が講じられます。また、手続には福祉事務所の発行する「境界層対象者証明書」が必要になります。

注 1 「申請者」は支給決定を受ける人(18歳以上の場合)は障害者本人、18歳未満の場合)は障害児の保護者)とすること。

- 2 減免を申請するに当たっては、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入してください。)	
フリガナ		
氏名	㊦	申請者との関係
住所	〒 電話番号	

附 則

(施行期日)

一 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

二 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第六号の二でしている申請は、改正後の別記様式第六号の二による申請とみなす。